

総務生活委員会

太陽光発電設備の適正な設置のための条例
制定に関する提言書

塩尻市議会

目 次

1	はじめに	1
2	塩尻市の太陽光発電設備設置の現状と課題	2
3	提言－これからの太陽光発電設備設置にむけて－.....	3
4	結び	4

調査研究資料等

《委員会調査研究テーマの検討経過》	5
-------------------------	---

参考文献：長野県ホームページ（温暖化対策）

1 はじめに

日本における再生可能エネルギーの取り組みが始まったのは、オイルショックがきっかけとなり、石油だけに頼らないエネルギーの長期的な安定供給を目指すというものでした。

そして、太陽光発電の技術開発がスタートし、様々な太陽電池に関する研究が進められ、利用促進のための施策も実施されました。またこの頃、地球温暖化問題がクローズアップされ始め、国では、CO2 排出の削減効果と、地球環境保護への対応やエネルギー資源を確保するため、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進してきました。これにより、再生可能エネルギーの導入量は大幅に増加しましたが、取り分け太陽光発電については、当初の用地の確保や施設整備が比較的容易であったことと、その必要性が強くPRされたため、全国において急速に広まりました。

しかし、太陽光発電設備の設置や管理について、規制するうえにおいて不十分な面もあり、事業者と地域住民との間でトラブルが生じており、関係する自治体では、再生可能エネルギーの促進と、一方では抑制の対応に迫られています。

本市においても例外ではなく、市内全域において太陽光発電設備が設置されており、今後も増えることが予想されます。また、設置に伴う開発行為により、土砂災害の発生が危惧される場所や、景観を損なっている場所も見受けられ、さらに、発電設備の耐用年数が20～30年といわれる中で、その耐用年数経過後の更新・撤去などの様々な課題があり、現状、本市では、設置や管理に対してはガイドラインによる指導としており、実効性には課題があるため、設置条例を設け、有効な管理運営がなされる必要があると考えます。

2 塩尻市の太陽光発電設備設置の現状と課題

(1) 太陽光発電設備の現状

本市では、市の区域内において再生可能エネルギー発電設備の設置を行うにあたり、事業者が市民等との相互理解のもと、再生可能エネルギーの円滑な利用を図るため、「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」を策定し、平成29年11月6日より運用を開始しました。運用開始後の計画書の届出件数は、14件ですが、運用開始前から令和元年6月末時点の市内の太陽光発電設備の認定状況は、約3,558件、約51.5メガワットの設備が導入済となっており、その内訳は、10kw未満が2,770件、10kw以上は788件となっています。

しかし、全国的に見ても、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する一方で、太陽光発電設備の導入に伴う周辺環境への悪影響、景観等の保護を心配する声や、事業者の周辺住民に対する説明不足などにより、地域住民の不安やトラブルなどの事例が発生している状況は、本市においても同様に見受けられます。

このため、現在のガイドラインだけでは制限できないことや、不足している項目があることから、対象設備の拡大（太陽光発電設備50kw以上から10kw以上に変更）や住民と事業者、または市と事業者との協定を明記、説明会の実施の明確化（議事録提出）をするなど5項目にわたり見直しを行い、改正ガイドラインを令和2年12月1日から施行しています。

(2) 太陽光発電設備に関するガイドラインに対する課題

- ア 多岐にわたる関係法令についての事前相談や協議が義務付けがされていないため、それぞれの項目ごとに確認が必要であること。
- イ 太陽光発電設備設置予定地の近隣住民の敷地や道路への雨水や土砂の流出に対して、配慮又は調整の努力義務ではなく、切土、盛土等が確認できる規制が必要であること。
- ウ 事業開始後の工事工程の変更に対する説明や、施設設置後の雨水排水、土砂流出等のトラブルに対する事業者の対応が任意であるため、協定の締結の義務付けが必要であること。
- エ 安全確保、自然保護、景観保全等のため、届出がないガイドライン策定以前の太陽光発電設備に係る施設の規模、事業者、土地所有者等の情報の把握が必要であること。

3 提言－これからの太陽光発電設備の設置に向けて－

再生可能エネルギーの開発に対しては、その地域の様々な条件や特徴により、所管する法律や条例に基づき国や県の許可や同意により行われています。

これまで本市では、市内の再生可能エネルギーの導入拡大を促進してきました。しかし、ここ数年は日本各地において、毎年とっていいほど自然災害が起きており、比較的被害が少ない本市においても、市民にとってはいつか自分たちの住む地域が同じような被害にあうのではないかという不安を抱えています。このような状況において、太陽光発電設備の建設に伴う周辺地域の環境への悪影響や、景観等の保護を心配する声が地域住民から上がっており、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図るために、市としてどのような行政対応ができるのかが課題になっています。

本市の昨年12月のガイドラインの改訂は、それぞれの課題を抑止する手段として効果的であると考えますが、本来ガイドラインでは、指導・助言等の行政指導は可能でも、法的根拠がないために、事業者には義務を課したり、権利を制限することができません。また、指導に従う事業者には手続きが増え、従わない事業者には負担が生じないといった不公平が生じてきます。さらに、事業者に対して、法の下での平等を遵守するという観点から、地域内、地域外の事業者のどちらにも同一内容で行政指導を行わなければなりません。

そのためには、行政指導において、法的根拠や判断基準の明示ができれば、事業者・地域住民に対しての透明性が確保できます。

そこで、総務生活委員会では、太陽光発電は国として再生可能エネルギーを導入拡大するうえで大事な施策でありながら、設置される地域においては、抑制の対象にもなり得ることから、市が促進と抑制の調和を図り、持続可能な地域づくりを目指すために、次の事項を規定した太陽光発電設備の適正な設置のための条例の制定を提言します。

[提言事項]

- (1) 制定の目的として、人と自然が共生する「持続可能な社会づくり」の実現等を定めること。
- (2) 市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めること。
- (3) 事業区域の面積、太陽光発電設備の種類・発電出力などの適用範囲を定めること。
- (4) 自然保護、生活環境及び景観の保全等を目的とした区域を住民合意のもと規制区域として定めること。
- (5) 条例に従わない場合の事業者名の公表等、違反者への対応について定めること。
- (6) 条例制定に合わせて、それ以前に認定を受けた太陽光発電設備の規模、事業者、土地所有者等を記載した台帳等の整理を図ること。

4 結び

結びにあたり、本年度、総務生活委員会では、「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定について」をテーマに、市内の太陽光発電設備の設置状況、先進自治体の条例等の調査研究を行ってきました。

この結果をもとに提言をいたします。

太陽光発電設備の適正な設置に向けた取組は本市にとって喫緊の課題であり、早期にガイドライン改定の効果が検証され、市民等の相互理解と、議会との情報共有のもと、抑止の取組を明確にした法的拘束力のある条例が制定されることを期待します。

令和3年 月 日

塩尻市長 小 口 利 幸 様

塩尻市議会

議 長 丸 山 寿 子

総務生活委員会

委 員 長 平 間 正 治

副委員長 樋 口 千代子

委 員 永 田 公 由

委 員 山 口 恵 子

委 員 横 沢 英 一

委 員 小 澤 彰 一